

令和7年度 放課後児童クラブのしおり

☆☆☆放課後児童クラブ入会案内☆☆☆



北秋田市こども課

—お問い合わせ先—

北秋田市健康福祉部 こども課 こども応援係（北秋田市役所1階）

児童クラブ担当 TEL 0186-62-6638

～内容をよくお読みいただき、ご利用についてご確認ください。～

1. 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童（※小学校6年生まで入会可能）に対し、授業の終了した放課後及び土曜日、長期休暇等に、家庭に代わって安全な生活と遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

※児童館や放課後子ども教室「いきいきタイム」等と連携した活動も行います。

2. 開設期間・時間等

(1) 開設期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(2) 開設時間

平日（月～金曜日） 放課後 ～ 午後7時

土曜、長期休暇日、代休日 午前7時30分～午後7時

※ただし、利用児童がいない場合、上記より早く閉館する場合があります。

(3) 休館日

①日曜日

②国民の休日


③お盆（8月13日～8月16日）

④年末年始（12月31日～1月3日）

⑤その他、必要と認める場合



3. 利用申込み

申込み方法	内容	提出先
紙による申込み	申込用紙に必要事項を記入 ※入会申込用紙は、各児童クラブと こども課にあります。	利用する児童クラブへ提出
オンライン（電子申請）による申込み	 申込みページは ←こちらから	—

(1) 4月入会の場合

上記のいずれかの方法で、令和7年1月31日（金）までにお申込みください。
学年は新年度の学年を記入してください。

(2) 途中入会の場合

上記のいずれかの方法で、お申込みください。

※保険手続きのため入会申込みを受付してから利用開始までに2週間程度かかります。
年度途中に利用予定のある方は、あらかじめ4月入会での手続きを行うことをお勧めします。

(3) 利用許可

申込書等を審査し利用の可否を決定します。決定は、3月上旬にこども課から書面により通知します。

4. 利用料について

保育料、傷害保険料の納付書について、利用予定月数分を一括して送付します。各月の納付期限までに金融機関窓口等でお支払いください。

※正当な理由がなく利用料を滞納すると、利用許可を取り消すことがあります。

(1) 保育料

児童1人につき月額2,000円です。保育料は、利用日数に関わらず月額です。

※生活保護世帯は、申請により保育料が減免されます。「保育料減免申請書」を提出してください。

※児童クラブを休んだ日におやつだけ受け取ることはできません。

(2) 傷害保険料（スポーツ安全保険）

児童1人につき年額800円です。中途加入の場合も同額となります。**登録者は全員加入**となります。先に子ども教室※（いきいきタイム）を利用し保険に加入している児童が児童クラブを利用する場合、改めての加入は必要ありません。

※子ども教室とは…放課後や長期休暇に子どもに安全・安心な居場所を提供し、体験活動やスポーツ、地域住民との交流を行う事業です。すべての子どもが対象です。

5. 各種届出（オンラインでの届出も可能です）

(1) 休暇届

クラブ活動や家庭の事情等により児童クラブを利用しない月がある場合は、「休暇願」を提出してください。休暇月の保育料はかかりません。既に納付された月に対し休暇届が提出された場合、還付を行いますので受入口座の様式を提出してもらいます。



(2) 退会届

児童クラブを退会される場合は「退会届」を提出してください。ただし、もう一度利用する可能性があるのであれば、退会届ではなく休暇届を提出することをお勧めします。

※各用紙は児童クラブ及びこども課にあります。



6. 傷害保険（スポーツ安全保険）

児童クラブに入会する場合、不測の事故等に備えるため、スポーツ安全保険に加入いただきます。スポーツ安全保険の概要は次のとおりです。

（参考：R6 補償内容）

保険金の種類		給付額等
死亡		3,000万円
後遺障害（最高）		4,500万円
入院（日額）		4,000円
通院（日額）		1,500円
賠償責任保険 支払限度額	対人・対物賠償	合算1事故 5億円
	対人賠償	1人 1億円
突然死葬祭費用保険支払限度額		180万円
児童1人あたりの掛金（年額）		800円

7. ご利用にあたってのお願い

〈利用全般〉

（1）毎月児童クラブから配布される「利用予定表」を提出してください。

利用予定に変更がある場合は、必ずご連絡をお願いします。連絡のないまま利用予定表と違う行動がある場合は、保護者の方へ電話確認をさせていただきます。

※児童・お友達からの伝言には対応できません。

※学校から児童クラブへの欠席連絡は行っておりません。学校の欠席や部活動の練習等であっても、変更がある場合は必ず児童クラブへ連絡をお願いします。

（2）児童クラブはみんなで過ごす公共の場です。全員が安全で安心できる環境で過ごせるよう、ご家庭でも十分なお声がけをお願いします。

※児童クラブの円滑な運営に支障がある場合は保護者と相談・面談のうえご利用を遠慮していただくことがあります。また、故意に物品等を破損した場合は弁償していただく場合があります。

※巻末の利用のチェックリストを児童と一緒にご確認ください。

〈生活〉

（3）支援員は教員資格を持っていないため、児童クラブ内での対応は、自習環境を整えることと、自習を促すことはできますが、児童へ正しく学校の教育内容を指導することは行っておりません。

（4）児童クラブでは医療行為を行っておりません。服用しているお薬がある場合は支援員に預けず、児童に持たせるようお願いいたします。また、怪我をした場合、手当は傷口

を水で洗い流す・絆創膏を貼る・氷で冷やす等に留まります。

- (5) 土曜日や長期休暇等で、お昼をはさんで利用する場合は、**昼食、飲み物、おしぼり**等を持たせてください。昼食は、**市販の弁当、おにぎり等も可能**です。また、安全確保のため、電子レンジを使う食事（レトルト食品等）、熱湯を使う食事（カップ麺、インスタントスープ等）は禁止とさせていただきます。
- (6) 感染性疾患にかかっている場合は、医師の許可がおりるまで児童クラブを利用できません。また、児童の属する学級等が、インフルエンザ等により学級閉鎖等をした場合も、児童クラブを利用できません。
- (7) 児童が、事故や病気等により、医師の診察等、緊急を要すると判断した場合は、保護者に連絡し、児童のお迎え等の対応をお願いする場合があります。
- (8) 児童がとるべき安全対策（見知らぬ人からの誘いにのらない、保護者の決めた経路で帰る、危険を感じたらすぐに近くの大人や民家に助けを求める等）について、家庭でも繰り返し指導し、児童自身にそのことを身につけさせるようお願いします。

〈来所・送迎〉

- (9) 児童の送迎は保護者の責任において行ってください。また、家族以外の方がお迎えに来る場合は、事前に児童クラブへご連絡ください。代理人への引渡し時に本人確認書類を提示していただくことがあります。
- (10) 児童クラブから子どもだけで塾・習い事・スポ少等に行く場合は、あらかじめ支援員に届出してください。なお、児童クラブ退所後は、保護者の責任下となりますので、塾等への道のりの安全確認については、保護者と児童で行うようお願いします。

〈その他〉

- (11) 緊急連絡先などに変更があった場合は、速やかに児童クラブに連絡してください。
- (12) 児童に障がい、発達に気になる点がある方は、申込み前に支援員にご相談ください。

8. 児童の週休2日制に伴うご協力について

児童クラブは、保護者が仕事等のため家庭で保育ができない場合にご利用いただくものです。また、長時間のクラブ利用は、児童の疲れがたまりやすくなります。高学年に比べると体力があまりない低学年の児童は注意が必要です。

保護者がお休みの時は、児童の体力回復やリラックスの時間の確保など、できるだけ家庭で過ごし、休息をとれるようご配慮をお願いします。

（保護者がお休みの日は、児童館の利用もご検討ください。）

9. 災害発生時の場合（台風や豪雨、地震等）

学校の措置	児童クラブの対応
休校	児童クラブは休館します。 ※ただし災害等で、翌日以降、学校が休校となる場合であっても、施設の安全が確保できる場合は、児童クラブを開館します。
授業途中で休校	状況に応じて、次のとおり対応します。 ①学校が保護者に迎えに来てもらうと判断した場合 →児童クラブは休館します。学校で児童の引渡しを行います。 ②学校が児童を下校させると判断した場合 →児童クラブは開館します。 ※ただし、児童の安全確保のため、状況に応じては、緊急的に保護者にお迎えをお願いする場合があります。
通常どおり	児童クラブは開館します。 ※ただし、児童の安全確保のため、状況に応じては、緊急的に保護者にお迎えをお願いする場合があります。
長期休業中	状況に応じて、開館・休館の判断をします。 ①休館の場合は、あらかじめ児童クラブから保護者へ連絡します。 ②開館した場合も、状況に応じ保護者にお迎えをお願いする場合があります。

ただし、災害の状況により児童クラブの施設が危険であると判断した場合には、児童クラブは休館し、学校または避難施設に児童を待機させ、保護者のお迎え等をお願いします。
インフルエンザ等感染症の集団発生時も、この対応に準じます。

10. 北秋田市放課後児童クラブ一覧

地区	名称	対象学区	設置場所	電話番号
鷹巣	鷹巣小児童クラブ（3クラス）	鷹巣小	鷹巣小児童クラブ	84-8626
	鷹巣東小児童クラブ	鷹巣東小	太田児童館	62-4405
	綴子小児童クラブ	綴子小	綴子児童館	62-1071
	清鷹小児童クラブ（2クラス）	清鷹小	清鷹小児童クラブ	67-6381
合川	合川小児童クラブ（3クラス）	合川小	合川小児童クラブ	080-1705-4984※
森吉	米内沢小児童クラブ（2クラス）	米内沢小	米内沢小児童クラブ	080-1811-5589
	前田地区児童クラブ	米内沢小	前田地区児童クラブ	080-1810-2830
阿仁	阿仁合地区児童クラブ	阿仁学園	阿仁公民館内	090-3368-1929
	大阿仁地区児童クラブ	阿仁学園	大阿仁公民館内	090-5354-1742

鷹巣小・清鷹小・合川小・米内沢小児童クラブは、同じ建物内に複数のクラスが入ります。どのクラスに入るかは無作為に振り分けますが、兄弟姉妹は同じクラスになるよう配慮します。

※注意※

合川小児童クラブの電話番号が変更になりました。必要な方は再登録をお願いします。

児童クラブ 利用のチェックリスト

～『児童クラブのルール』児童と一緒に確認しましょう～

- 先生の話をしっかり聞こう
- 優しい言葉遣いで
- 困ったことがあったら、先生に相談しよう
- お友達が嫌がることはやめよう（いじめ、パンチやキックは絶対しない！）
- 落書きやいたずらはしない
- 道具は大切に使い、遊んだ後は片付けよう
- おもちゃやシールなど、学校に持って行かないものは、児童クラブにも持って行かない

～保護者の方～

- 利用予定表は期限までに提出してください。
- 利用予定表に変更がある場合は、必ず連絡をしてください。
※児童・お友達からの伝言には対応できません。
※学校から児童クラブへの欠席連絡は行っておりません。学校の欠席や部活動の練習等であっても、変更がある場合は必ず児童クラブへ連絡をお願いします。
- 放課後の過ごし方について、日々お子さんと確認してください。
（部活動に参加するため児童クラブを利用しない日、用事のため児童クラブを利用せず学校にお迎えに行く日などは、特に、お子さんと確認してください）
- 『児童クラブのルール』を守るよう、ご家庭でのお声がけをお願いします。
- 保護者がお休みの時はできるだけ家庭で過ごし、児童が休息をとれるようご配慮をお願いします。